

## 耐震不適格木造住宅除却補助金交付申請についてのよくある質問

お客さまから多く寄せられるご質問への回答集です。

Q1：補助金交付申請書提出前に、除却（解体）工事業者と契約して良いの？

A1：先に除却工事業者と契約をすると、補助金が交付されません。補助金交付申請書提出後に、市役所から交付決定通知書を送付します。その、交付決定通知書に記載された日付以降で、除却工事業者と契約締結をお願いします。

Q2：申請書の書き方がよく分かりません。

A2：記載方法の見本があります。窓口でお渡しします。また、蒲郡市役所建築住宅課のホームページからもダウンロードできます。それでも、記載方法に不安がある方は、窓口で担当が記載方法をお伝えしますので、ご安心ください。

Q3：書類に押印は必要か？

A3：押印は不要です。

Q4：書類訂正に押印は必要か？

A4：押印は不要です。二重線を引き訂正下さい。

Q5：補助金交付申請書を提出した後の流れは？

A5：大まかには以下の流れになります

市役所：補助金交付決定通知書 を申請者さまへ送付

↓

申請者様：除却（解体）工事業者と契約締結後、除却（解体）開始

↓

申請者様：除却（解体）完了

↓

申請者様：完了実績報告書を作成し、補助金支払請求書と共に市役所へ提出

↓

市役所：補助金確定通知書 を申請者さまへ送付。補助金の入金処理。

※補助金金額が変更になる場合、中止等の場合はお問い合わせください。

Q 6 : 補助金交付申請書を提出すれば補助金は確実に交付されるのか？

A 6 : 予算の都合上、年度ごとに上限が決まっています。補助金がなくなり次第受付けを終了します。4月から年度は始まります。早めに申請されることをお勧めします。

Q 7 : 年度内のいつまでに除却（解体）工事を終了すれば良いの？

A 7 : 除却（解体）工事終了後、2月末までに完了実績報告書を提出いただかないといけません。完了実績報告書作成の時間が必要なことから、2月中旬までを目安として、除却（解体）工事を終了ください。

Q 8 : 完了実績報告書作成に添付する写真（着手前、工事中、完了時）はどういうものを用意すれば良いの？

A 8 : 正面および側面からの写真を、着手前、工事中、完了時それぞれ同じアングル（方向）から撮影いただくようお願いします。つまり計6枚を基準として用意願います。

Q 9 : 産業廃棄物管理票の写しって何？

A 9 : マニフェスト伝票ともいわれ、産業廃棄物が契約内容通りに適正処理されたか確認するために排出事業者が交付する伝票です。

A 票、B1 票、B2 票、C1 票、C2 票、D 票、E 票の7枚があります。

そのうち、A 票は排出事業者の廃棄物引渡し確認用、E 票は排出事業者の最終処分確認用で、産業廃棄物の最初と最後の最初の伝票のコピーが必要となります。

Q 10 : 産業廃棄物管理票のE票がなかなか届かないため、完了実績報告書が期限までに提出できそうにありませんが、どうすれば良いの？

A 10 : 完了実績報告書は、工事完了日から起算して30日を経過した日または年度の2月末日のいずれか早い日までの提出となっています。

期限までの提出が難しい場合は、建築住宅課 営繕担当（0533-66-1133）までご相談ください。

Q 1 1 : 補助金の入金はいつになるの？

A 1 1 : 除却（解体）工事を完了し、完了実績報告書および補助金支払請求書を提出いただく必要があります。補助金交付申請書を提出後、おおよそ3週間から1か月先の入金になります。

Q 1 2 : 補助金の入金先はネットバンクでも良いの？

A 1 3 : ネットバンクでも構いません。